

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第9条第1号から第3号までに定める区分
登録番号	関東地方整備局長 第5号
登録の有効期間	令和2年5月21日から令和7年5月20日まで
氏名又は名称	一般財団法人 さいたま住宅検査センター
代表者の氏名	理事長 福島 克季
主たる事務所の所在地	埼玉県川越市並木 488番地 1 電話番号 049 (293) 5925
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価（新築住宅） 建設住宅性能評価（既存住宅）
住宅性能評価を行う住宅の種類	すべての住宅
住宅性能評価を行う区域	埼玉県、東京都（島しょ部を除く）、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び神奈川県全域
確認を行う住宅の種類	すべての住宅
確認を行う区域	埼玉県、東京都（島しょ部を除く）、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び神奈川県全域
これまでの評価実績	ここをクリックしてください。